

令和5年6月22日

大阪市職員労働組合環境局支部

支部長 橋本 慎吾 様

環境局長

堀井 久 司

### 服務指導・査察業務に従事する再任用職員における時差勤務の導入について

総務部職員課の服務指導・査察業務に従事する再任用職員については、勤務時間は9時から17時15分（休憩時間：12時15分から13時00分）を基本とし、週30時間の短時間勤務として、運営評価等の各職場を対象とした査察や職場巡視に加え、広聴や公益通報等にかかる調査・事実確認等を実施しています。

当該担当は査察業務が主な業務内容であり、出勤時、退庁後の職員の査察を早朝、夜間に行うことが業務上必要不可欠ですが、現在、早朝、夜間の査察対応をおこなう場合は超過勤務によらざるを得ず、不要な長時間勤務を強いることになり、業務と勤務時間の不整合が生じています。

つきましては、査察業務に対応した勤務時間を設定し、業務能率の向上、労働負荷の低減を図るため、次のとおり時差勤務を導入したいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 実施予定時期等

令和5年6月26日（月）から、必要に応じて年10回程度

#### 2 時差勤務種別

- ・ 7時00分から15時15分（休憩時間 11時30分から12時15分）
- ・ 7時30分から15時45分（休憩時間 11時30分から12時15分）
- ・ 8時00分から16時15分（休憩時間 12時15分から13時00分）
- ・ 8時30分から16時45分（休憩時間 12時15分から13時00分）
- ・ 9時30分から17時45分（休憩時間 13時00分から13時45分）
- ・ 10時00分から18時15分（休憩時間 13時00分から13時45分）
- ・ 11時00分から19時15分（休憩時間 14時00分から14時45分）

#### 3 一斉休憩の適用除外

2のとおり導入するため、一斉休憩の適用を除外したい。